

美祢線沿線地域公共交通計画策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル応募要項

1 目的

本要項は、美祢線沿線地域公共交通計画策定支援業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 美祢線沿線地域公共交通計画策定支援業務委託
- (2) 実 施 主 体 美祢線沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）
- (3) 主な業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 委 託 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 委 託 上 限 額 11,066千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 令和4年山口県告示第179号（県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示）に基づく資格審査において、大分類「04 調査研究」、小分類「01 調査・分析（統計調査を除く。）」又は大分類「99 その他」、小分類「18 計画策定・計画策定支援」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続の開始の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 過去10年間（平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度））において、国、地方公共団体、又は国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した公共交通に関する計画策定業務をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。
- (6) 提案者と雇用契約を結んでいる技術士（建設部門「都市計画及び地域計画」）の資格を有した管理技術者及び照査技術者を本業務にそれぞれ配置できること。

4 プロポーザルに係る実施スケジュール

内 容	日程・期限
公募開始	令和7年10月29日（水）
質問書の提出期限	令和7年11月4日（火）午後5時必着
質問書の回答期限	令和7年11月6日（木）
参加表明書提出期限	令和7年11月11日（火）午後5時必着
参加資格結果通知	令和7年11月13日（木）
企画提案書提出期限	令和7年11月20日（木）午後5時必着
ヒアリング	令和7年11月25日（火）（予定）
選定結果通知	ヒアリングの3日後を予定

5 募集方法

本要項及び必要書類等を協議会ホームページ（山口県ホームページ内）に掲載する。

6 参加手続き等

（1）参加申請に関する質問

① 質問受付期間

令和7年10月29日（水）～11月4日（火）午後5時

② 質問方法

質問書（様式第1号）により電子メールにて受付ける。

メールアドレス：a11300@pref.yamaguchi.lg.jp

※メール送信時、件名に「美祢線沿線地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル質問」と付記すること。

※質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。なお、電話又は口頭のみでの質問は受け付けない。

（2）参加申請に関する質問の回答

① 回答日

令和7年11月6日（木）

② 回答方法

質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて協議会ホームページ（山口県ホームページ内）に掲載する。

（3）参加表明書の提出

① 提出書類

参加表明書（様式第2号）

② 添付書類

ア 誓約書（様式第3号）

イ 会社の概要が分かる書類（任意様式）

ウ 業務実績調書（様式第4号）

エ 管理技術者届（様式第5－1号）、照査技術者届（様式第5－2号）

オ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納が無いことの証明（写し可）

③ 提出期限
令和7年11月11日（火）午後5時必着

④ 提出方法
持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

⑤ 提出部数
各1部

⑥ 提出場所
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県観光スポーツ文化部交通政策課内
美祢線沿線地域公共交通協議会事務局
電話：083-933-3120

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果を、令和7年11月13日（木）までに参加表明書提出者全員に電子メールにて通知する。併せて、参加資格を満たす者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

(5) 企画提案書等の提出

① 提出書類

参加資格確認結果の通知及び企画提案書等の提出依頼を受けた者は、本応募要項、仕様書等の各規定を理解した上で、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 企画提案書（様式第6号）

イ 業務実施体制

ウ 見積書及び見積明細

② 提出部数

正本1部とその写し8部（計9部）

※企画提案書はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

③ 提出期限

令和7年11月20日（木）午後5時必着

④ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

⑤ 提出場所

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県観光スポーツ文化部交通政策課内
美祢線沿線地域公共交通協議会事務局
電話：083-933-3120

⑥ 注意事項

ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記入すること。

イ 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

ウ 提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

7 最適提案者の選定方法等

(1) 審査方法

選定審査委員会において、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、最適提案者を選定する。

(2) 評価基準等について

① 評価基準

以下のとおり、評価基準を設ける。

評価項目		評価事項	配点
1 業務実績の評価		①同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	10
		小計	10
2 企画提案内容に関する評価	業務内容の理解	②地域の特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。	15
		③提案内容が、目指す地域公共交通計画に沿った内容となっているか。	15
	工程・業務体制	④実効性があり、かつスピード感を持った工程計画が提案されているか。	15
		⑤工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	10
	実施方法	⑥計画策定に必要な情報の把握・整理が可能な内容となっているか。	5
		⑦調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な客観的な指標等を設定できる内容となっているか。	10
	ヒアリング	⑧知識や経験、根拠等に基づいたプレゼンテーションであり、内容が的確で分かりやすく、説得力があるか。	5
		⑨本業務に対する取組み意欲が高く、熱意を感じられるか。	5
	小計		80
	3 見積金額の評価		⑩業務に対して見積金額が適切か。
小計			10
合計			100

② 採点基準

①の各評価事項に対して、次に示す5段階評価で審査委員が採点を行い、総合得点を算定する。

判断基準	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
劣っている	配点×0.4
不可又は記載なし	配点×0.0

(3) 最適提案者の選定方法

- ① (2) の採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を最適提案者として選定するものとする。
- ② 最高得点を得たものが複数となった場合は、以下の基準により最適提案者を選定するものとする。
 - ア 評価項目「2. 企画提案内容に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - イ アの最高得点を得た者が複数となった場合は、「1 業務実績の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - ウ イの最高得点を得た者が複数となった場合は、「3 見積金額の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - エ ウの最高得点を得た者が複数となった場合は、抽選により最適提案者を選定するものとする。
- ③ ①、②にかかわらず、総合得点の60%未満の得点の場合は、最適提案者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

8 ヒアリングの実施

(1) 実施日

令和7年11月25日（火）を予定

※ 詳細な日時・場所については、別途通知する。

(2) 出席者

配置予定管理技術者を含めた3名以内

(3) 内 容

提出された企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容の

を説明すること。（パソコンによる説明可。）

- ・説明 20 分、質疑応答 20 分以内を予定。
- ・当日の追加資料は認めない。
- ・ヒアリングは、非公開とする。

9 選定結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、協議会ホームページ（山口県ホームページ内）において公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受付けない。

10 契約手続等

- （１）選定された最適提案者は、協議会との間で委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合に、随意契約により契約を締結する。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

- （２）選定された提案者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
- （３）契約保証金は免除する。
- （４）契約代金の支払いについては、精算払いとする。

11 その他留意事項

- （１）企画提案書の作成、提出及びヒアリング等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- （２）企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、最適提案者の企画提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。
- （３）提出された企画提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。
- （４）このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とする。
- （５）企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- （６）本要項に定めるもののほか、必要な事項については、協議会が別に定める。

【提出先・問い合わせ先】

美祢線沿線地域公共交通協議会事務局 担当：梅本、南部

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県観光スポーツ文化部交通政策課内

電話：083-933-3120 FAX：083-933-2527

メールアドレス：a11300@pref.yamaguchi.lg.jp